

## 上士幌町通学路安全推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進するため、上士幌町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 上士幌町通学路交通安全プログラムの作成及び推進に関すること。
- (2) 通学路の合同点検、対策内容の検討及び対策の実施に関すること。
- (3) 通学路の安全推進に関する方針の策定及び公表に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (5) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関等から選出された委員をもって組織する。

- 2 推進会議に会長1名、副会長1名を置くこととし、会長に上士幌町教育委員会子ども課長を、副会長に上士幌町教育委員会生涯学習課長を充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、上士幌町教育委員会において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、推進会議において決定する。

### 附 則

この要綱は、平成29年11月10日から施行する。

別表（第3条関係）

機 関 ・ 団 体 名	
交通安全対策関係者	釧路方面帯広警察署上士幌駐在所
	上士幌町町民課（交通安全担当）
教育関係者	上士幌町校長会
	上士幌町連合PTA
	上士幌町教育委員会（庶務）
道路管理関係者	北海道開発局帯広開発建設部帯広道路事務所
	北海道開発局帯広開発建設部足寄道路事務所
	北海道帯広建設管理部事業室事業課
	上士幌町建設課（町道管理担当）